

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>未来創生塾 (桐生ならではの特色ある教育)</p> <p>対象者：市内の小学生と保護者</p> <p>内 容：群馬大学理工学部を核に、産・学・官・民が連携した特別教育プログラム。子どもに発見の喜びと感動を与えて感性を育み、世界をリードする人材育成と100年先の楽しい未来社会構築を視野に入れた取り組みを行っています。</p> <p>問合せ：《生涯学習課 社会教育係》 TEL：0277-46-1111 (内線651)</p>
	<p>サイエンスドクター (桐生ならではの特色ある教育)</p> <p>対象者：市内の幼稚園児、小学校・中学校・義務教育学校の生徒</p> <p>内 容：群馬大学の大学院生がサイエンスドクターとして幼稚園・小中学校・義務教育学校に出向き、理科実験やプログラミング体験などを通じて科学好きな子どもを育てる取り組みを行っています。</p> <p>問合せ：《学校教育課 教育研究所》 TEL：0277-43-2602</p>
	<p>子どもがつくるまち ミニきりゅう (桐生ならではの特色ある教育)</p> <p>対象者：小学校1～6年生</p> <p>内 容：「ミニきりゅう」は、子どもたちがつくる、子どもたちだけの、子どもたちのための仮想のまちです。たくさんの職業から好きな仕事を体験し、ミニきりゅう専用通貨で給料を受け取ります。給料は納税したあと、ミニきりゅうのなかで使うことができます。働くことやお金を使うことを通じて、仕事の楽しさや社会の仕組み、お金の大切さなどが学べるイベントです。</p> <p>問合せ：《青少年課 青少年係》 TEL：0277-47-2184</p>
	<p>国際理解推進事業・西町インターナショナル交流事業 (桐生ならではの特色ある教育)</p> <p>対象者：黒保根地域の保育園児、黒保根学園の児童・生徒</p> <p>内 容：黒保根地域の特色ある教育として、専任の外国人英会話講師を配置し、保育園から黒保根学園(小・中学校)までの一貫した英語活動を行っています。また、姉妹提携校の西町インターナショナルスクール(東京都港区)と農業体験やホームステイなどの交流を行っています。</p> <p>問合せ：《黒保根支所市民生活課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501</p>
	<p>tsukurun KIRYU (デジタルクリエイティブ人材育成事業)</p> <p>対象者：県内の小学校入学年齢から高等学校卒業年齢までの者</p> <p>内 容：小中高生年齢という若い段階から3DCGやVR等の最先端の機器を使ったデジタル創作を体験できる「tsukurun KIRYU」を設置し、次世代のデジタルクリエイティブ人材の育成活動を実施します。</p> <p>問合せ：《DX推進室 桐ペイ推進応援担当》 TEL：0277-46-1111 (内線792・793)</p>
	<p>第3子以降給食費補助事業 (小・中学校等)</p> <p>対象者：第3子以降の小・中学生等 ※扶養等の要件あり</p> <p>内 容：市内公立小・中学校、義務教育学校における給食費の無償化、また私立等小・中学校、特別支援学校における給食費の補助</p> <p>問合せ：《教育部総務課 学校給食中央共同調理場》 TEL：0277-46-6510</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：不妊治療を行っていて、次の全てに該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍法による夫婦である</li> <li>・夫もしくは妻のいずれか、または両方が1年以上前から桐生市に居住している</li> <li>・医療保険に加入している</li> </ul> <p>内 容：不妊治療に要した負担額の2分の1を助成する(上限年10万円)。</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2003・43-2009</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>不育症治療費助成事業</b></p> <p>対象者：不育症の治療を行っていて、次の全てに該当する夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍法による夫婦である</li> <li>・夫もしくは妻のいずれか、または両方が1年以上前から桐生市に居住している</li> <li>・医療保険に加入している</li> </ul> <p>内 容：不育症治療に要した負担額（県の助成額を差し引いた額）の2分の1を助成する（上限年20万円）。</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>産婦健康診査事業</b></p> <p>対象者：市内に居住する産婦</p> <p>内 容：出産医療機関にて、産後2週間と1か月の健診を実施します。産婦の体の回復、精神状態の確認と赤ちゃんの発育、授乳状況を確認します。</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>母乳外来助成事業</b></p> <p>対象者：出産後3か月以内の産婦で、母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を受けた方</p> <p>内 容：1回の母乳外来自己負担金に対して1,000円を助成（上限5回）。</p> <p>※1回の自己負担金が1,000円に満たない場合はその金額を助成。</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>産後ケア事業</b></p> <p>対象者：おおむね産後1年未満のお母さんとお子さんで、産後の疲れや育児に不安を感じている方（お母さん、お子さんともに医療行為の必要のない方）</p> <p>内 容：お母さんの休息や助産師による乳房ケア、授乳や沐浴、育児相談などを行う（1人上限7日間）。</p> <p>利用者負担：ショートステイ（宿泊）型（1泊）：3,800円            デイサービス（日帰り）型（1日）：1,800円            デイサービス（日帰り）型（半日）：900円            アウトリーチ（訪問）型：1,200円</p> <p>問合せ：《子育て相談課 母子保健係》 TEL：0277-43-2003・43-2009</p>
	<p><b>黒保根地域定住促進奨励金（結婚祝金）</b></p> <p>対象者：結婚後、黒保根町に5年以上定住することを誓約した方</p> <p>内 容：1組あたり5万円を桐生市電子地域通貨（桐ペイ）にて交付する。</p> <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
	<p><b>黒保根地域定住促進奨励金（出産祝金）</b></p> <p>対象者：黒保根町に5年以上定住することを誓約したご夫婦</p> <p>内 容：第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円を桐生市電子地域通貨（桐ペイ）にて交付する。</p> <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
	<p><b>小中義務教育学校通学費補助金</b></p> <p>対象者：鉄道またはおりひめバスを利用して、市内の市立小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒の保護者</p> <p>内 容：市内4鉄道（JR両毛線、東武桐生線、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道）の通学定期券と、おりひめバス（中学生以上）の通学定期券を全額補助。</p> <p>※市内小学生以下のおりひめバス運賃は、申請しなくても無料。</p> <p>問合せ：《交通ビジョン推進室 交通ビジョン推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線386）</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金</p>
	<p>対象者：黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校などへ通学する生徒の保護者            内 容：通学費（定期券代）の35%を助成する。            問合せ：《黒保根支所市民生活課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501</p>
子育て支援	<p>奨学資金貸与</p>
	<p>対象者：就学に関する力と熱意を持ち、心身共に健康であり、大学、短大、高専、高校、専修学校に在学もしくは入学しようとしているが、経済的な理由により修学が困難な方            内 容：下記のとおり、奨学金を貸与する（金額は年額）。            ・大学生：408,000円            ・短大生：300,000円            ・高校生：96,000円            ・専修学校生（専門課程）：300,000円            ・専修学校生（高等過程）：96,000円            ・高等専門学校生：180,000円            問合せ：《教育部総務課 庶務係》 TEL：0277-46-1111（内線643）</p>
住宅支援	<p>きりゅう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）</p>
	<p>対象者：市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住する方            内 容：住宅取得費用の一部を補助する（基本補助と加算補助の合計で上限200万円（または住宅取得金額の10%のいずれか低い額））            基本補助            住宅取得金額の3パーセント（上限20万円）            加算補助            ア 夫婦加算（夫婦ともに49歳以下の世帯）：10万円 ※カとの重複は不可            イ ひとり親加算（中学生以下の子どもがいるひとり親世帯）：10万円            ウ 三世帯同居加算（親・子・孫が同居する世帯）：10万円            エ 移住加算（市外からの移住世帯）：40万円 ※オとの重複は不可            オ 若者Uターン移住加算（東京圏からUターンした39歳以下の夫婦または親子世帯）：80万円            カ 子ども加算：中学生以下の子ども1人につき20万円            キ 誘導区域加算：10万円            ク 市内業者加算：10万円            ケ 空き家・空き地バンク加算：20万円            コ 通勤加算（市外からの移住者が電車で東京などに通勤する世帯）：20万円            問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）</p>
住宅支援	<p>きりゅう暮らし応援事業（住宅リフォーム助成）</p>
	<p>市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方            内 容：工事費用の10分の1（子育て世帯は5分の1）を補助する（基本補助と性能向上加算補助の合計で上限30万円）。            基本補助            対象工事費の10%（子育て世帯は対象工事費の20%、限度額20万円）            性能向上加算補助            対象工事費の10%（子育て世帯は対象工事費の20%、限度額10万円）            問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
住宅 支 援	<p>きりゅう暮らし応援事業（空き家活用助成）</p> <p>対象者：市内にある空き家のリフォームを行う方</p> <p>内 容：(1) 1年以上居住していない物件をリフォームし、5年以上定住する場合に、工事費の2分の1を助成する（基本補助と加算補助の合計で上限70万円）。</p> <p>基本補助 20万円以上の工事で、対象工事費の30%（上限20万円）</p> <p>加算補助</p> <p>ア 移住加算：40万円 イ 子ども加算：1人につき20万円 ウ 空き家・空き地バンク加算：20万円 エ 性能向上加算：10万円 オ ファミリー加算（2人以上の世帯の場合）：15万円</p> <p>(2) 市外からの移住者限定で、1年以上居住していない耐震基準適合の物件をリフォームし、10年以上定住する場合に、工事費の3分の2を助成する（上限100万円）。</p> <p>問合せ：《空き家対策室 空き家活用係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p>きりゅう暮らし応援事業（空き家除却助成）</p> <p>対象者：市内にある空き家の解体工事を行う方</p> <p>内 容：(1) 市外からの移住者限定で、1年以上居住していない昭和56年5月31日以前に建てられた居室を有する建築物を解体し、跡地に住宅を新築する場合に、工事費の2分の1を助成する（上限50万円）。</p> <p>問合せ：《空き家対策室 空き家対策係》 TEL：0277-46-1111（内線736）</p>
	<p>空き家・空き地バンク</p> <p>対象者：市内の土地や建物を買いたい方・売りたい方</p> <p>内 容：空き家・空き地物件の情報をホームページなどで提供。</p> <p>問合せ：《空き家対策室 空き家活用係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p>勤労者貸付事業（住宅資金貸付金）</p> <p>対象者：同一事業所などに1年以上継続して勤務し、市内に自己の居住する住宅を新築・増改築または住宅を購入しようとする勤労者</p> <p>内 容：必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで（融資期間20年以内、融資利率年2.5%以内（固定金利））</p> <p>問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL：0277-46-1111（内線563）</p>
	<p>ひまわり団地分譲事業</p> <p>対象者：契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅または店舗併用住宅を建設し、生活の本拠とする方</p> <p>内 容：黒保根町の日当たりの良い高台の団地の分譲販売（9区画、坪1万円台から）。</p> <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 TEL：0277-96-2110</p>
	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：持ち家がなく、現在住宅に困窮している方</p> <p>内 容：市営住宅の紹介・相談・受付などを行う（相談・受付は、群馬県住宅供給公社桐生支所が行う）。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線632） 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 TEL：0277-46-1111（内線625）</p>
験 ・ 就 農	<p>貸し農園の設置（新里町ふれあい農園）</p> <p>対象者：市内に居住し、農業に従事していない方</p> <p>内 容：1区画60㎡の農園（全27区画）を年額5,000円で貸付（希望者は3年間継続利用可能）。</p> <p>問合せ：《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-74-2217</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
起 業 支 援	<p><b>新店舗開設促進事業補助金</b></p> <p>対象者：個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を置く事業者（予定を含む）</p> <p>内 容：市内の空き物件（店舗、事務所、工場、住宅など）を利用して新店舗を開設しようとする方に対し、改修工事費の2分の1を補助する。  (1) 中心市街地（本町一丁目～六丁目、末広町、錦町など）の区域内での新店舗開設：上限100万円  [加算] 中心市街地空き店舗情報登録制度に登録されている物件を活用する場合：10万円  (2) 中心市街地の区域外での新店舗開設：上限50万円</p> <p>問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線583）</p>
	<p><b>中心市街地空き店舗等活用支援資金融資制度</b></p> <p>対象者：次の(1)・(2)を満たす方  (1) 中心市街地にある一定期間使用されていない店舗・事務所・工場などを利用し開業する  (2) 中小企業信用保険法に定める業種を営む（営もうとする）方で、次のア～ウのいずれかに該当する  ア 融資実行後1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する  イ 融資実行後2か月以内に新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する  ウ 事業を開始してから1年未満</p> <p>内 容：必要経費の90%以内で1,000万円以内  （融資期間8年以内（内据置1年）、融資利率年1.0%以内（固定金利））※保証料は全額市が負担</p> <p>問合せ：《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111（内線563）</p>
	<p><b>ものづくり拠点開設補助金</b></p> <p>対象者：個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を置く事業者（予定も含む）</p> <p>内 容：市内の空き物件（店舗、事務所、工場、住宅など）を利用してものづくりの拠点（日本標準産業分類の「大分類E－製造業」に定める事業を営み、生産設備等を備えた工房や工場など）を開設しようとする方に対し、工事費の2分の1を補助する（上限50万円）。ただし、市内業者による施工に限る。</p> <p>問合せ：《商工振興課 工業労政担当》 TEL0277-46-1111（内線564）</p>
そ の 他	<p><b>地方就職支援金</b></p> <p>対象者：東京都内に本部のある大学の、東京圏のキャンパスに通学している、令和7年3月に卒業見込みの大学生（学部4年生以上）で、群馬県内の企業に就職が内定し、大学卒業後は桐生市に移住する方</p> <p>内 容：内定企業の採用面接・試験時の往復交通費の2分の1を交付する（上限6,000円）。</p> <p>問合せ：《企画課移住定住推進室 移住定住推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線528）</p>
	<p><b>移住検討応援金</b></p> <p>対象者：市へ移住を検討している方</p> <p>内 容：移住活動に伴い市内の宿泊施設に泊まった場合に、1人1泊2,000円を桐生市電子地域通貨で交付（2泊まで・2人まで）。</p> <p>問合せ：《企画課移住定住推進室 移住定住推進担当》 TEL：0277-46-1111（内線528）</p>
	<p><b>新里町デマンドタクシー</b></p> <p>対象者：どなたでも</p> <p>内 容：新里町内及びみどり市の主要箇所（駅等）を走るデマンドタクシー。利用希望日の前日から、当日の利用したい時間の30分前までに、0120-44-2310に電話（利用日時、人数、乗りたい場所、降りたい場所を伝える）。運賃は、1乗車につき大人（中学生以上）300円（赤城駅発着は600円）、小学生・障がい者150円（赤城駅発着は300円）※障がい者に同伴される方150円（赤城駅発着は300円）、未就学児無料。</p> <p>問合せ：《新里支所市民生活課 庶務・税務係》 TEL：0277-74-2212</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
そ の 他	<p data-bbox="229 212 571 246">黒保根町デマンドタクシー</p> <p data-bbox="304 259 528 293">対象者：どなたでも</p> <p data-bbox="304 300 1434 405">内 容：黒保根町内を走るデマンドタクシー。利用希望日の3日前から、当日の利用したい時間の30分前までに、0120-55-3744に電話（利用日時、人数、乗りたい場所、降りたい場所を伝える）。運賃は、1乗車につき大人（中学生以上）300円、小学生・障がい者150円※障がい者に同伴される方150円、未就学児無料。</p> <p data-bbox="304 418 1098 448">問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel：0277-96-2113</p>